

5 財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月法律第944号)に定められた四つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)については、表5-1のとおりです。

荒川区における指標は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

<表5-1 財政健全化指標>

区分	平成20年度	荒川区における 早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	5.2	25.0
将来負担比率	—	350.0

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、記載は「—」としています。

※ 将来負担比率は数値がマイナスのため、記載は「—」としています。

6 まとめ

以下では、これまで述べてきた荒川区普通会計の財政状況について、①健全性の観点及び②区民サービスの観点から総括します。

① 健全性の観点

平成 20 年度において、荒川区の行政経営が持続可能な状況にあるか、将来の区民のための備えが十分にあるかといった、健全性の観点からみると、次のとおりです。

- 将来世代の負担となる負債の額については、区債の償還が進み、41 億円減少したこと等により、前年度に対して 22 億円減少しています。荒川区では、区債の償還を積極的に進めており、将来世代への負担は減少しています。
- 荒川区の純資産変動計算書によると、純資産の額は、前年度に対して 103 億円の増加となっています。このことから、行政コストよりも財源調達が上回っており、資産形成が順調に進んでいることが分かります。
- 資金収支計算書に注記されているプライマリーバランスは、41 億円のプラスになっていることから、持続可能な財政運営が行われていることが分かります。
- 健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、実質公債費比率は 5. 2% であり、都道府県の平均値である 13. 5% や市区町村の平均値である 12. 3% を大きく下回っています。また、将来負担比率は数値がマイナスとなっており、いずれの指標についても早期健全化基準を大きく下回る結果となっており、健全な財政運営が行われています。

② 区民サービスの観点

ハード面(資産)とソフト面(コスト)から、区民サービスを分析すると次のとおりです。

- 資産の主な増加の内訳をみるとことにより、荒川区がどのような分野に注力して、区民サービスの向上を目指しているのかが分かります。平成 20 年度における主な資産の増加は、東日暮里地区での保育園の用地取得や子育て支援施設整備によるもの(11 億円)であり、子育て支援のための施設等整備を積極的に進めていることが分かります。
- 行政コストの主な内訳をみるとことでも、同様に、荒川区がどのような分野に注力しているのかが分かります。平成 20 年度における主な行政コストは、「福祉」分野における扶助費等の社会保障給付であり、高齢者福祉等の事業を積極的に進めていることが分かります。

7 今後の取組

荒川区では、平成19年度から「包括年次財務報告書」を作成しており、今回が2回目の作成、開示となります。総務省改訂モデルによる財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)に基づく財務分析に加え、区の1年間の行政活動を分野別情報や、非財務情報も含めて取りまとめを行いました。

今後は、財務書類の作成・開示にとどまらず、区民サービスの提供に係る客観的指標の確立など、より分かりやすく、かつ、多角的に区の行政活動の成果をお示しすべく、公会計改革の取組を一層推進していきます。

○ 資産管理の充実

今回は、公共資産のうち売却可能資産について個別に時価評価を行いました。今後、売却可能資産以外の行政財産やインフラ資産についても時価評価を実施し、資産台帳の整備を進め、資産管理の充実を図っていきます。

○ 債権管理の充実

今後、一定額以上の債権について個別評価を行い、回収不能見込額などの精度を向上させるなど、債権管理の充実を図っていきます。

○ 事業別の分析

今回は普通会計の各分野別に分析を行いましたが、今後は主な事業別にも分析を実施し、分析の範囲を広げていきます。